

視点1 「協働と参加のシステム確立」

項目	提言内容	取組方針
1.町民との役割分担の再構築		
① 自治基本条例の制定	自治の基本理念と基本原則及び自治機構・自治運営の基本的な仕組みや町民の信託に基づく自治の内容と責任の所在を明らかにし、住民自治による協働のまちづくりの推進を図るため、情報共有のもと町民一人ひとりが自ら考え行動することによる自治を基本とし、住民の幅広い参画と議論のもとに自治基本条例の制定を進めるべきである。	自治体運営の最高規範である自治基本条例の制定を目指すべきであるが、自治の充実のための実践(情報共有、住民参加等)の積み重ねが必要であり、自治基本条例の制定ありきではなく、まずは、自治基本条例の意義等の理解を深めるとともに、住民の意向を踏まえ、本町における自治基本条例の必要性について検討し、今後の方向性を決定していく。
② 協働によるまちづくり基本方針策定の推進	本町にも主体的なまちづくりを実施する様々なNPO等の団体がある。今後、行政と住民・NPO・企業等との協働によるまちづくりを推進していくため、行政と住民の役割分担を明確にし、協働、パートナーシップのあり方等を調査研究し、住民に理解の得られる協働によるまちづくり基本方針を早急に策定すべきである。	協働によるまちづくりを進めるためには、その意義・必要性や協働のルールを明確にしていく必要があり、自治基本条例検討過程の中で併せて検討していく。
③ 町民活動支援センター設置の検討	NPO法人や任意団体、ボランティア活動に参加する団体・個人を含め、社会を支え行政に対して建設的な意見や提言、福祉、教育、防犯、子育てなどボランティア活動などにかかる登録、派遣、情報提供等を可能にする活動の拠点としての支援センターの設置を推進すべきである。	各種NPO及びボランティア活動を行っている方々へのヒアリング等を行い、その課題等を把握し、行政の関わり方やコーディネーターの配置、支援センター設置の必要性等について検討する。
④ 住民サポーター制度の検討	町民との協働による行政運営を推進するため、町民自らが行政運営に参加することを理念とし、行政事務に参加する住民サポーター制度の導入を検討し、住民サポーターが対等な立場で連携し、直接行政事務に携わることにより町民の視点から町政運営や事務事業について見直し、改革や改善に関する提案を行っていくことで、より町民本位の行政運営と協働のまちづくりの推進を図るべきである。	住民サポーター制度の意義・必要性等の調査・検討を踏まえ、法的な見地からの問題も含め、同制度の導入がしやすいと思われる住民に密着した分野から導入を検討し、試行的に実施していく。
⑤ 外郭団体等の自主運営の促進	協働のまちづくりにおいて、各種団体がそれぞれの個性を活かし、主体的な活動を開拓することが重要である。各種団体の自主運営や改善努力を促しながら、町による事務局事務や補助金の必要性、妥当性等についての見直しを含め、行政との役割分担を明確にし、公的関与のあり方の見直しを図るべきである。	「町補助金制度に関する指針」を、平成18年11月に定めているため、指針における基準を十分に勘案しながら、自主運営や補助金の必要性、妥当性について検討し、公的関与のあり方の見直しを図っていく。

項目	提言内容	取組方針
⑥ 補助金の整理・合理化	補助金、負担金については、その要件として「公益性」が認められることが最も重要である。平成18年度に策定した「補助金見直し基準」により平成19年度の補助金が一定程度縮小されたが、まだまだ補助金の目的の明確化、補助率、終期など全般的な精査からはほど遠く、所管課以外の審査で公平性、効率性、透明性を確保し、一層の行政改革に寄与すべきである。	「町補助金制度に関する指針」に基づく精査を徹底するとともに、第三者機関の設置についても検討する。
2.町民参加型町政の推進		
① まちづくり活動の支援	まちづくりの担い手である地域住民団体等の公益的・公共的な自主的活動を支援するとともに、環境づくりを推進すべきである。ただし、地域住民団体がまちづくりという視点を忘れ、自己団体のためだけにやることがないよう十分な指導とチェック体制が必要である。また、協働のまちづくりの推進基盤となる町民自らが主体的に組織する団体等の設置・運営等に対し人的・財政的な支援を行うべきである。	公益性のある団体に対しては、協働のまちづくり推進事業補助金をはじめ、各種補助金等によりまちづくり活動の支援を行っている。今後とも、団体運営に係る情報提供、アドバイス等を実施していくとともに、国・県等の支援制度を積極的に活用していく。
② パブリックコメント制度の導入	まちづくりへの住民参加として、政策や条例等の策定経過において町民の意見聴取する機会を積極的に設けていくことが必要である。町民の意見を反映した意思決定を行う仕組みをつくり、公正性と透明性を確保した行政経営を図るためにパブリックコメント制度の早期導入を図るべきである。	集中改革プランに基づき、要綱等を整備し、平成20年度より試行的に実施する予定である。
③ 住民参加手法拡充の検討	まちづくりへの積極的住民参加が求められることから、町民の生活等に大きく関わる政策や条例等の策定に当たっては、情報提供及び意見聴取を行うとともに、その過程において多くの住民参加の機会を設けることが必要である。 また、NPO・ボランティア団体、地域団体などの公益活動の展開は、今後の住民参加型、住民主体のまちづくりの重要な位置を占めることから、その自主性、自立性を保ちながら持続的、安定的な組織として発展するよう活動環境の整備等の支援を行うとともに協働のまちづくりを進めるべきである。	町民の意見をできるだけ反映させるために、各種委員会等の委員には公募制を採用するとともに関係機関団体等からの代表者や一般の有識者等できるだけ色々な方を選任し、行政への住民参画機会の拡充を図っている。なお、今後の取組みについては、自治基本条例検討過程の中で併せて検討していく。
④ 審議会等委員の公募制の拡大	各種審議会等の委員については、町民の公募枠の拡大に取り組んでいるが、委員の男女の比率、委員の兼職、在任期間等に配慮し、可能な限り公募枠を設け、より多くの町民がまちづくりに参加する機会を設け、住民参加による開かれた行政経営を図るべきである。	公募枠の比率等を明示した「(仮称)審議会等の設置及び運営に関する基準」を策定し、多くの住民が参加できる制度の構築を図っていく。

項目	提言内容	取組方針
⑤ 広聴制度の充実	町民とのパートナーシップに基づき、住民参加の行財政運営を行うためには、より多くの町民が町政全般についての意見などを提案できるきめ細かな機会・場を設けることが重要であることから、その環境を整備し、広聴制度の充実を図るべきである。	広聴制度については様々な取組みを実施しているが、更なる充実が必要であることから、自治基本条例検討過程の中で併せて検討していく。
⑥ 住民満足度調査の定期的実施	住民満足度調査については平成20年度に着実に実施し、町民が求める政策、施策、事務事業の優先順位などを検討すべきである。	集中改革プランに基づき、平成20年度の実施に向け、内部で調査設計の検討を進めていく。
⑦ 行政・財政のしくみの住民説明の検討	「効率的な行政運営の確立」「自立可能な財政構造の構築」「協働によるまちづくりの推進」の観点から行政・財政のしくみを住民との共通理解の上に立って進めることが重要である。現在「まちづくり懇談会」等が行われているが、町行政改革大綱の方針に即して、行政・財政のしくみを更にきめ細かく、住民にわかりやすく説明することが必要である。	「まちづくり懇談会」や「職員出前講座」等を通して行政・財政のしくみ等について説明しているが、更に住民に分かりやすい説明に努力していく。

3.行政情報の提供・公開の推進

① 行政情報の積極的公開	協働のまちづくりを推進するためには、情報を共有することが重要であり、積極的な行政情報の公開と容易な取得方法を講じることが必要となっている。これまでの広報「あいづみさと」の発行、町ホームページの開設、まちづくり懇談会の開催、アンケート調査などによる情報の公開について見直し、より効果的な改善を図るとともに、新たな方策の実施について検討し、住民にとって、より身近で透明性の確保された行政を目指すとともに、まちづくりを進める主体として信頼性の確保に努めるべきである。また、平成19年度に着手したH&Sネットワーク事業を行政情報提供手段として有効に活用すべきである。	協働のまちづくりを進めるためには、行政情報の積極的な公開が必要であるが、その前提として、行政情報の適正な管理、庁内共有が図られていなければならない。早急に、ファイリングシステムの導入等文書管理システムの構築を図り、情報公開の基盤を整備し、美里H&Sネットワークやインターネット等を利用しながら行政情報の住民との共有化を目指す。
② 広報あいづみさとの充実	行政情報や地域情報等を新鮮にわかりやすく提供するために町民が情報、課題を共有するコミュニケーションツールとして「住民参加型」紙面内容等の充実を図り、情報提供に努めるべきである。	広報紙を通じて情報提供の充実を図るとともに、情報を伝えるだけではなく、町民と共有することによって、町が抱える問題について町民自身が考えることができるような紙面づくりを目指す。

項目	提言内容	取組方針
③ ホームページの充実	<p>ホームページは、町からのお知らせや暮らしの情報を提供する広報機能と町民等からの意見や要望を聞くという広聴機能とを併せ持つており、行政情報の公開や町民参加型のまちづくりを推進する中で、ホームページの運用が非常に重要なになってきていることから、現在の運用状況を検証し、見直しを図るなど町民の情報ネットワーク充実に努めるべきである。</p>	<p>提言のとおり重要な広報・広聴手段であるので、情報の統一性、魅力的なページ作りなど利用者に見やすくなるような検討を行う。</p>

視点2 「より質の高い行政サービスの提供」

項目	提言内容	取組方針
1. 成果重視の行政運営の推進		
① 行政評価システムの導入・活用	本町においては、平成18年度から行政評価制度を導入し、各課において各事業の評価を行い庁議において決定し、結果を公表したところです。今後においては本格導入に努め、その結果を事務事業の効果的・効率的執行に反映させるとともに、外部評価の早期導入を検討すべきである。また、行政評価結果の公表・住民の意見を反映させる手立てを講ずるべきである。	効率的な予算執行、事務事業の再編等を進めるうえで、統一的な基準として、なお一層行政評価システムを活用していく。外部評価や効果的な住民意見の反映手法については、今後の検討課題とする。
② 行政経営システムの確立	行政運営を「管理型」から「経営型」へ転換するため、前例踏襲型行政から脱却し、経営的感覚による行政経営システムを確立すべきである。さらに事務評価、目標設定、住民参加などの手法を加え、真に町民が必要とする事業の効果的かつ効率的な執行を目指すべきである。	まずは行政評価システムの確立に努める。
③ ISO14001の導入	ネットワーク社会の中ではフラットな組織でなければ変化についていけない。住民が満足する行政が大事で、ISOはそれを定着させ文化を変える。外部評価という文字と数式による数値で冷徹なチェックによりプロセスも組織もクリアにすることが行政を変える最大の原動力になる。環境共生のまちづくりも一つの柱にしている本町において、町が行なう事業活動が環境に与える様々な影響を的確にとらえ、地球環境問題の改善の取り組みを推進する必要からISO14001を導入すべきである。	環境マネジメントシステムは必要であるが、地球温暖化対策の事業所としての取り組みを実施することとし、現時点でのISO14001の導入は考えていない。
2. 住民志向による町政の運営		
① わかりやすい行政サービスの推進	本町においては本庁機能分散型をとっているため支所機能の役割と任務は重要である。窓口における町民への対応や説明、申請様式の簡素化、押印の省略などよりわかりやすく親切な行政サービス全般の向上が求められている。今後、ファイリングシステムの導入を推進するとともに、光ファイバーの活用・利用による電子自治体施策と連動して、積極的に住民サービス向上のためのシステムの検討が必要である。	ファイリングシステム等文書管理システムの構築を図るとともに、更なる住民サービスの向上に努める。
② 総合窓口化の推進	町民の窓口利用の利便性の向上を図るため、各種手続き等の窓口を1ヶ所で複数の事務手続きや各種証明書発行等を行う総合窓口の設置検討を行うべきである。	支所機能のあり方とともに、町民の窓口利用の利便性向上について検討する。

項目	提言内容	取組方針
③ 窓口時間の拡大	住民サービスの要となる窓口業務について、町民のライフスタイルに対応し窓口利用の利便性を図るため利用者ニーズを把握し、窓口業務の時間延長、特に休日の窓口業務の実施を検討すべきである。	住民票等交付について延長窓口を実施したが、利用者が極端に少なかつたため、繁忙期のみの実施とした経緯がある。窓口業務の時間延長や休日開設に限らず、提言趣旨に応じられるよう手法や制度等について検討する。
④ 公共料金支払機会の拡大	住民の多様なライフスタイルから、金融機関だけではなくコンビニ収納も公共料金の収納機関として位置付けるための検討をすべきである。また、06年の地方自治法改正によって税や公共料金をクレジットカード会社が「指定代理納付者」として弁済できることから、カード決済を導入した先進地(神奈川県藤沢市、三重県玉城町)の事例を検証しながら導入の検討を図るべきである。 また、納入機会の拡大を図るために窓口時間の延長を検討するとともに、あわせてフレックスタイムの導入についても検討すべきである。	税、その他の使用料については、現在、金融機関による口座振替が浸透しているが、住民の多様なライフスタイルに対応すべく、町税等滞納金収納対策本部において、費用対効果をふまえ、コンビニ収納の実施など納税環境等の整備拡大を検討する。
⑤ 高度情報化の推進	情報通信システムの安全性・信頼性に配慮しながら、「会津美里町地域情報化基本計画」に基づき高度情報化を強力に推進すべきである。また、今後においても急激に変化する情報通信技術の進展に対応し、住民ニーズに対応した電子自治体の構築をめざすべきである。	会津美里町地域情報化基本計画に基づき推進すると共に、美里H&Sネットワーク整備事業の早期運用開始やICTの普及啓蒙活動を積極的に実施し、電子自治体の構築を目指す。
⑥ 公共施設の開館日・開館時間の検討	利用者ニーズを的確に把握し、公共施設の効率的活用と施設利用者の利便性の向上を図るべきである。	利用者ニーズの把握や費用対効果を検証し、地域の実情を十分考慮しながら検討を進める。
3. 民間活力の活用の推進		
① 施設の民間委託等の推進	本町保有の施設はH18年度現在71で、維持管理の費用は財政を圧迫している要因の一つである。まずは、廃校舎の後利用をはじめ、各施設の要・不要の議論、指標化を早急に開始する必要がある。同時に、すでに導入している指定管理者制度などによる民間委託を期日を決めて積極的に推進し、住民サービスの向上と経費の削減を図るために民間のノウハウを活かした効果的・効率的な施設運営に努めるべきである。	指定管理者制度により委託できる施設については、更に制度を導入し、民間委託を進める。また、施設の運営については、各施設の要・不要の整理も含め、全局的に効果的、効率的な運営について検討する。

項目	提言内容	取組方針
② 事務事業の民間委託の推進	現下の厳しい財政状況を踏まえ、民間でできるものは民間に委ねることを基本として、早期に「民間委託等に関する基本方針」を策定し、一層の民間活力の活用を視点とした事務事業の委託化を推進すべきである。また、事務事業によっては委託化までに解決すべき課題等があるため、その内容や解決方法等を整理することが必要である。	事務事業の精査を行い、定員管理・費用対効果・安全性・公共性の確保等を踏まえ、住民サービスを低下させない観点から、民間委託できるものとできないものに分類し、可能なものについては集中改革プランに位置づけ、計画的に実施する。
③ 水道事業の民間委託の推進	現在、本町の水道事業の財務状況は厳しく、今後①収益の向上②運営していくために料金の適正化③収納対策の向上などを図っていくためにも、民間に委託できるところは、民間の経営ノウハウを活かし、委託していく必要があるが、まずその前に高田地区の石綿管の布設替えという大事業に計画的に取り組まなければならない。	民間に委託できる部分と出来ない部分の仕分けを明確にし、町民の利便に即した方策を検討する。高田地域の石綿管の布設換えについては、提言のとおり年次計画によりその実現に努める。
④ PFI等新たな事業手法等の調査研究	民間活力の活用を推進するために民間委託等を実施してきたが、民間の技術力、専門性、競争原理が生かせる分野などについてさらに検討を進めるとともに、施設建設等についてはPFI事業等、委託等については性能発注方式による包括的民間委託等、民間活力をより活用する新たな手法導入の調査研究を進める。今後予想される学校の統合においてもPFI等の導入も視野に入れ検討すべきである。	PFI等の新たな事業手法については、本町における十分な調査研究の蓄積がないことから、提言内容を踏まえ、今後検討していく。
⑤ 第3セクターのあり方の検討	自立をはかる経営方針を策定し、その方針に基づき経営改善に努め、完全民営化に向けた取り組みを年次計画をたて推進すべきである。	会津美里振興公社については、議会提言を踏まえて検討していく。また、米夢の郷については、補助制度、目的があり法的に難しい面があるが、今後の検討課題とする。
4. 受益と負担の公平性の確保		
① 行政サービスのあり方の検討	町の歳入の根幹である町税をはじめとする収入未済金は、年々増加傾向にあり、収納率低下に歯止めがかかっていない。町税等収入の確保は、重要な課題である。このため、今後徴収体制を整備強化し、収納率向上を目指すことが必要であり、納税等の義務を果たす町民の公平感を阻害しかねないことから、町税滞納者の実態を把握し、悪質な滞納者については行政サービスのあり方を検討すべきである。	負担の公平性の観点からも、収納率の向上を図ることが肝要であるため、既に取組みを行っている先進事例等も参照しながら、町税等の滞納者に対しての行政サービスの在り方等を検討していく。

項目	提言内容	取組方針
② 使用料等の見直し	<p>受益者負担の適正化は、厳しい財政状況の下、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、決して歳入の確保だけが見直しの目的ではありません。施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、利益を受ける人はその利益に見合うだけの負担をお願いすることが住民間の不公平感をなくし、ひいては歳入を使って住民サービスの向上を図ることも可能となる。つまり使用料・手数料の見直しは、こうした財政状況に振り回されるのではなく、住民間の公平の確保と住民サービスのトータルとしての向上を目的としなければなりません。使用料・手数料の設定に関する基本方針を定め公平・公正に運用すべきであるとともに、減免規定の見直しを行うべきである。</p>	<p>使用料等の見直しについては、住民間の公平の確保と住民のための行政運営の推進に必要不可欠なものであり、受益者負担の観点から、基本方針を定め、3年サイクルのもとに見直しを図る。</p>
5.健全な財政運営の推進		
① 中長期財政計画の策定と見直し	<p>今、全国の自治体では財政の健全化のための様々な努力が重ねられている。その場合に大切なことは、政策課題に適切な対応を図って必要な行政サービスを提供しつつ、しかも単年度ばかりでなく将来的にも維持できる持続可能な財政となっていることである。そのための基礎資料となるのは、財政見通し(財政推計)である。財政見通しは、今後10年以上にわたって財政状況がどう変化し、一般財源をどの程度確保できるかを予測するものである。もちろん長期的に財政見通しを正確に把握することは至難のわざではあるが、人件費や公債費などは長期推計が容易であることから早急に計画を策定すべきである。また、地方公共団体財政健全化法が今年6月に法制化されたことから、4つの財政指標を守るべく、継続的な見直しを行う必要がある。</p>	<p>財政計画は、中期的な視点に立って平成23年度までの5ヶ年を計画期間として策定している。町の第1次振興計画の具体化に向け、事業の財源を裏付けることから、事業計画に則った財源措置、公債費等の財政推計を行ったところである。今後は、財政健全化法に基づく健全化比率を守るべく、財政健全化に向けた削減目標を明示する等、必要な見直しを行っていく。</p>
② 予算編成システムの見直し	<p>今年度導入した枠配分方式を検証しながら、行政評価を中心とした行政経営システムの確立を図るべきである。</p>	<p>行政評価を活用し、予算編成の各課枠設定に最終評価結果が十分反映できるような予算編成システムの確立を目指す。</p>
③ 自主財源の確保	<p>自主財源が少ないことが本町の将来の不安となり、継続的な財政運営をしていくことに大きな支障を生じる。そのため継続的税収を確保する上で、企業誘致、住宅団地の販売が最重要課題と考える。また新たな財源の確保については、最近市町村で行っている広告事業(印刷物、車、庁舎・施設での壁面や看板等、行事・イベント)も含めて研究する必要がある。</p>	<p>町有財産の有効活用を図るため、処分可能な未利用地財産の処分等を含めた、財産の有効活用にかかる方針を定め全庁的に計画的に進めていくとともに、売却を促進するための各種施策により、住宅団地の早期売却や企業誘致を進めていく。また、広告事業等についても、先進事例を参考にしながら導入に向け、検討していく。</p>
④ 町税等の収納率の向上	<p>住民ニーズに基づく質の高い行政サービスを提供するためには、町税や使用料等の確保が重要である。しかし、本町の徴収を巡る環境は大変厳しい状況にあり、集中改革プランで示された平成16年度決算の徴収率92.5%から平成19年度までに1%アップを目指しているが、平成17年度の徴収率は平成16年度を下回り、大変重要な問題となっている。このことから住民の自主納付意欲の向上や、納めやすい環境づくり(コンビニ、クレジットカード決済)を進めるとともに、より一層の滞納整理事務を強化するためフレックスタイムの導入や滞納管理システムの導入に伴った早期のシステム運用の充実を図ることが重要である。</p>	<p>町税等の収納率については、集中改革プランにおける目標の実現に向け、町税等滞納金収納対策本部を中心に、収納率向上のための各課の連携、情報の共有化を進めていくとともに、コンビニ収納、クレジット決済についても検討していく。また、滞納整理事務の充実を図るために、滞納管理システムの機能を充実させ、有効活用を図る。</p>

項目	提言内容	取組方針
⑤ 行政コスト計算書・バランスシートの作成	これからは、厳しい財政状況を職員をはじめ、町民と情報共有する必要がある。しかし、具体的な状況を示す機会が少ないため、町の財政に対する危機感は低い。行政運営に当たって、資金がどれだけ、どのように調達され、どのように運用されているかなど財政状態を明らかにするとともに、行政サービスにどれだけのコストを要するのかなど行政コストの内容自体の分析をし、その結果を公表することにより、町が置かれている厳しい財政状況について理解を求める必要があることから、財政状態を示す行政コスト計算書を作成し公表すべきである。また、バランスシートの作成に関しては、民間では一般的に利用されており、わかりやすい財政状況を明らかにするため、また総務省からも義務付けられていることから、今年度中に作成すべきである。	平成19年度において基準モデル又は総務省改定モデルによるかの検討を行い、平成20年度から財産評価等の作業を開始し、平成22年度決算に係る連結財務諸表を作成し、公表する。なお、公表にあたっては、行政評価と関連させた行政コスト計算書を作成するなど住民に分かりやすい説明に留意することとし、財務諸表に対する理解を促進させる。
⑥ 事務事業の再編・整理・統合・廃止	行政評価システムの事前評価部分を徹底し、個別事業の必要性、重要性、緊急性を十分に検討し、再編・整理・統合・廃止を実施しなければならない。事前評価の手法を他の自治体を参考にしながら研究すべきである。また、行政内部だけではなく、外部評価を加えることが、一層の評価の制度をあげることにつながるものと思われる。	事前評価については、実質的運用が未着手であるため、今後の実施状況を踏まえ、外部評価も含め改善策を検討する。
⑦ 内部管理経費の節減	本町の財政状況は厳しい状況に直面しており、今後、さらなる業務の効率化及び簡素化を図るとともに経費の節減に努めることが必要である。これまで取り組んできた消耗品費、燃料費、光熱水費等内部管理経費の節減についてあらゆる視点から見直し、さらなる節減に努めるべきである。また、ファイリングシステムを早急に研究、導入し、効果的・効率的な事務事業の執行により、経費の削減に取り組む必要がある。	内部事務経費の節減については、これまでの取組みを定着していくことにより充実させるとともに、本年度策定する地球温暖化計画を、各課推進員の管理のもとに着実に実施し、燃料費、光熱水費等の内部管理経費の削減に努めていく。また、ファイリングシステムについてもその手段として導入を検討していく。
⑧ 人件費の抑制	町が進める、職員定員適正化計画を確実に実行しなければならないが、10年位の長期的適正化計画が必要である。また、同時に給与についても民間企業を考慮して適正化し、人件費の抑制に努めなければならない。職員の削減に伴いサービスの低下を招かないよう、行政の守備範囲を狭め、効率的な運営を図る必要がある。	職員数については、「定員適正化計画」に基づき類似団体の職員数を基本に行政サービスの水準を考慮しながら計画的に取り組んでいく。また、給与水準については、地域の民間給与水準を反映した県人事委員会勧告を基本に、町の財政状況を考慮しながら取り組んでいく。
⑨ 特別会計への繰出金等の検討	特別会計への繰出金等については、総務省が定める繰出基準を基本とし、一般会計からの赤字補填的な繰出金等に依存しない経営体質を確立するため、収支不均衡など改善が必要な特別会計は健全化に向けた運営方針を定める必要がある。わが町では、上下水道に関する特別会計の財務状況が悪く、別項目でも挙げたとおり、民間委託、利用料金の見直しにより、特別会計の健全化に努めなければならない。	繰出基準に基づいた繰出を原則として行っているが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく新たな健全化判断比率としての4つの財政指標の算定結果を十分反映しながら、健全化に向けた運営を推進する。
⑩ 公有財産の有効活用	町有未利用財産については、厳しい財政状況において、その利用状況や将来計画を踏まえ、その活用策を検討するとともに、不要なものについては、売却・貸付等適正な処理を行うべきである。19年度中に「公有財産有効活用計画」を検討、H20年度より策定し、総合的かつ効果的な公有財産の利活用を図る必要がある。また、公共施設用敷地として借用している用地について、当該施設の管理運営の見通しや維持管理経費などの財政的視点から用地取得や縮小・廃止等を含め検討しなければならない。	これまで把握している普通財産処分可能町有地や統合により用途廃止となる学校施設、敷地等を含め、今後、土地利用の実態を調査していくことにより、処分可能となる町有地について、有効活用と収入の確保を図るために、売却の時期、方法を検討し、計画的に売却できる方針を定め、併せて、利活用についても、全般的に計画的に進める。

項目	提言内容	取組方針
⑪ 町営住宅のあり方の検討	住宅の一部は、老朽化が進み更新時期を迎えている。しかし、建て替えにあたっては多額の財源の投入が予想される。今後、町営住宅維持管理のシミュレーションをした上で、民間アパートを利用し町が補助を出す方法なども視野に入れ、総合的に検討していかなければならない。また、空き住宅が多くなっていることから、売却を含めた有効な土地利用も考えなければならない。	取壊し対象住宅の把握や管理戸数の適正化を図り、跡地を利用した民間住宅建設による公営住宅借用や現行のアパートに対する家賃補助など、提言に沿った取り組みを検討する。
⑫ 公共工事の適正化	厳しい財政状況の下、これまでのような積極的な公共工事を進めることは、難しい状況にある。今後は、費用対効果や将来の維持管理経費を十分にシミュレーションした、「公共工事コスト削減計画」を策定し、経費の削減に努めなければならない。また、簡単な工事に関しては材料配給制を積極的にすすめ、町民自ら作業にあたり、経費の削減に努めなければならない。また、工事完成後の不良工事については、徹底的に行政として責任を追及しなければならない。	今後も、公共工事の隨時見直し、積算の合理化を図りながら公共工事のコスト縮減に努める。また、原材料支給による町民自らの作業については引き続き行いながら、経費の節減を図る。
⑬ 入札制度の改善	公共工事等に対する町民の信頼の確保と建設業の健全な育成を図るために継続的な入札制度の改善に努めなければならない。また、公平性、透明性をさらに向上させるため、入札参加資格申請から入札・契約までの手続及び制度の総体的な見直しを継続的に行い、先進地の入札制度を研究しなければならない。公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく入札制度の導入についても調査検討を行う。談合情報に関しては、徹底的な調査を行い、情報を公開し、談合を撲滅しなければならない。	先進地の入札制度を参考にしながら更なる入札制度の改善を図る。また、談合防止に一層の効果が期待でき、価格と品質を総合的に評価することにより落札業者を決定する総合評価方式による入札制度実施に向け、コリングズデータベース検索システムの導入、工事成績評定の実施を検討し評価情報の蓄積、整備を図っていく。
⑭ 公共施設の計画的維持管理	計画的維持管理にあたってやるべきことは①維持管理の現状と、施設の改修の必要性の把握。将来のコストシミュレーション②公共施設・公共性診断表の作成（公共性と必需性の2つの軸に基づき診断。施設をこの座標軸に載せることで、行政が維持するべき施設か、利用者の負担で維持するべき施設か、誰が見てもわかるようにする）。この2点を早急に明らかにする必要がある。その後、民営化を含めた運営方法の見直し、利用者負担の見直し、廃止・統合を含めた施設のあり方の見直しについて、「公共施設維持管理計画」を早急に策定すべきである。	財産台帳管理を現在の一括管理から施設管理へ移行し、効率的な管理が行える環境を整える。また、維持管理の現状や将来の補修の必要性について各所轄にて把握することにより、今後の公共施設管理のあり方を計画的に検討していく。

視点3 「活力ある組織づくりと人材育成」

項目	提言内容	取組方針
1.柔軟な組織体制の整備の推進		
① 組織機構改革の検証と機能強化	本町では行政需要に対応した組織・機構を基本とし、事業の見直し、人員の適正配置、機構改革を行うとしているが、住民ニーズや社会経済の変化に即応した行政サービスを効率的かつ効果的に展開できるよう政策形成や政策調整機能の充実とともに、部門間の連携を強化するため簡素で機能的な組織機構の検討を継続的に実施すべきである。また、特定時期に集中する事務に対応可能な機能的な組織・人員の配置に努めるべきである。	組織機構については、「定員適正化計画」に基づく職員数の変遷と、行政評価を活用した事務事業の内容により、町民ニーズに即応した組織機構を長期的視野のもとに整えるとともに、事業の選択・執行にあたっては、庁内での情報の共有化をすすめることで、各課間の連携を図っていく。また、特定時期に集中する業務については各課間の連携のもと柔軟に対応できる人員体制の検討を進める。
② 政策調整機能の強化	庁議・まちづくり調整会議など政策調整機能としての役割を活かしながら、さらに全府的・部局横断的課題に対する選択の的確性、他部門への影響、必要なバックアップなどを協議し、効果的な施策・事業の展開を図る必要がある。また、それらを検証し、今後の町の振興計画の進行管理と政策管理・研究機能強化を図る組織・人員の配置等も検討すべきである。	現在の政策調整のあり方(庁議、まちづくり調整会議等)を点検の上、現状の課題を明らかにし、政策調整及び政策意思決定プロセスに関するルール化を検討する。また、町の振興計画に係る管理・研究機能強化についても、併せて検討していく。
③ 幼稚園・保育所の適正な配置と効率的な運営	福祉政策の充実と住民要求に応え、子育てサービスの充実を図るために一時保育の充実、延長保育の充実、障害児保育の推進、乳児保育の拡大等さらなる推進を図り、それに伴う施設設備の拡充、保育士・教諭の確保、幼稚園・保育所の適正な配置を行い、効率的な運営を図るべきである。また、現在進められている幼保一元化の推進について検証し、今後の子育て支援策に活かすべきである。	民間活力の活用も視野に入れ、子育てサービスの充実と効率的な施設運営について検討する。また、幼保一元化の推進についても、提言のとおり検証し、検討していく。
④ 審議会等の整理合理化	審議会・協議会等については、町民の意向を行政に反映すべく、より専門的なスタッフの充実を望む。審議会の整理合理化については、委員の任期ならびに再任は妨げないが、最長年数の制限や同一人を委員として選任できる機関の数の制限などを規定する「附属機関等の設置等に関する指針」を策定し、審議分野の共通性や設置目的の達成度等の現状把握に努めるとともに、その運営についても整理・点検し、廃止、統廃合等の合理化を行うべきである。	公募枠の比率等を明示した「(仮称)審議会等の設置及び運営に関する基準」を策定し、その運営について点検するとともに、統廃合等の合理化を検討する。
⑤ 広域行政の効率的な運営	行政目的によっては単独の自治体のみで行うことよりも、広域的な視点から業務を行うことが望ましい場合については、広域で事務組合を組織して行うことが妥当である。今後においても広域行政を進めるところですが、広域の事務組合に対して行財政改革の努力を一層促進し、さらに効果的な広域行政のあり方についても検討すべきである。	社会経済情勢の変化により広域行政の必要性についても変化している状況にあるため、町の置かれている状況を的確に判断し、広域的に進める必要があるものについては、周辺市町村と連携を図りながら前向きに検討していく。また、一部事務組合等の行政改革への取組みについては、構成市町村の財政が厳しい中、より一層の行財政改革が必要であり、周辺市町村と連携しながら、その推進を図っていく。

項目	提言内容	取組方針
⑥ 議員定数の検討	<p>議員定数については、地方自治法、類似団体等や議会の機能や役割を考慮し、地方自治における民主主義の基本問題として重視し、議員の全体会議によって決定し、本年12月議会を目途に条例改正を行うべきである。なお、当委員会においては、議員定数を18名から22名という意見が出された。</p> <p>※ 議会は独立した機関なので、独自に検討し決定するものです。</p>	議会で検討。
⑦ 特別職定数等の検討	行政改革の視点から類似団体の特別職定数も考慮に入れて十分に検討すべきである。	特別職の設置目的等を考慮しながら類似団体等の人員数を参考に、定数・報酬額についての見直しを検討していく。
⑧ 構造改革特区等の活用	国で推進する構造改革特区及び地域再生計画について調査研究を進め、本町の特色ある地域づくりのための方法等を多面的に検討し、地域活性化及び雇用の創出を図るべきである。	提言を踏まえた検討が必要と考えるが、特区等は、あくまでまちづくりの手段であり目的ではないため、課題解決の有効手段と判断されれば活用していく。
2.定員管理と職員配置の適正化		
① 定員適正化計画の着実な推進	平成22年度までの定員適正化計画にそって推進しているが、全国的に合併が進んでいることからより一層の類団の数値に近づけるよう定員の適正化を推進し、人件費を抑制しながら最小の人員で最大の効果を発揮する行政体制を整備、確立する必要がある。今後の職員採用については、計画的な実施により適正な年齢構成を構築しつつ、即戦力となる時限的な職員も、本町に限定せず幅広い人材を採用しながら、組織力の強化と活性化を図るべきである。	平成21年度までについては現行の「定員適正化計画」に基づき着実な推進を図るとともに、その後の見直しにあたっては、行政需要や類似団体の推移を考慮しながら検討していく。なお、職員採用にあたっては、将来の事務執行に支障のないよう年齢層も考慮しながら幅広い人材の確保に努めるとともに、即戦力となる職員の中途採用についても検討する。
② 勤務時間の柔軟な対応	住民窓口、公共施設等における町民の利用時間の多様化と利便性の向上を図るため、職員の勤務時間の柔軟な運用(時差勤務制・フレックスタイム制)を行い、開設時間の延長・拡大を検討する。その他業務内容により適用が適当である部署等についても、効率性、人件費の抑制の視点から導入を検討すべきである。	基本的な勤務時間については原則どおりとするが、行政需要があり、かつ、人的配置が可能であれば、時差出勤制について検討・実施していく。
3.職員の能力開発と人材確保		

項目	提言内容	取組方針
① 人材育成基本方針の検討	<p>人材育成の基本は、住民の期待に応えられる施策を実現する職員の意識や姿勢の変革、職務能力の一層の向上を図る努力が不可欠であり、これまで以上に人材育成の取り組みを強化すべきである。今後の人材育成にあたっては、職員研修、特に民間企業における研修や職場内研修を充実させるべきである。</p>	<p>「人材育成基本方針」に基づき、職員の意識改革に重点を置いた職員の研修計画を進めるとともに、評価と連動した人事評価制度(人事考課制度)の導入についても検討を行い、早期の導入を図っていく。</p>
② 人事考課制度の導入検討	<p>多様な行政課題に的確に対応するため、職員の能力開発、意識改革を進め、従前の組織運営を見直し、新たな組織理念・原理の確立を推進するために総合的な人事制度の確立を図るべきである。</p> <p>公務員制度改革で示される能力、実績評価による人事考課制度の導入を進め、能力、実績、適性を的確に把握した公正で客観的な人事考課システムを構築し、適材適所の人事配置と適切な処遇を行うべきである。また、人事考課制度の効果的運用のため、研修制度の充実を図り、職員提案制度をさらに充実させるべきである。</p>	<p>人事評価制度(人事考課制度)の導入を盛り込んだ地方公務員法の改正が予定されているところであり、人事評価制度(人事考課制度)については、国を始め各先進自治体において取り組まれている。本町においても、これら先進自治体の取り組み例を参考に試行的に実施し、その後本格導入を図っていく。</p>
③ 職員の意識改革の推進	<p>行財政改革の成否の鍵は職員の意識改革にある。町民の意向を的確に把握し、迅速に対応する心構えを徹底し緊張感をもって職務にあたるよう意識改革を図るべきである。また職員には住民要望を政策化する立案能力と、町民にわかりやすく提示し理解を求めることが出来る能力が一層要求されている。同時に、事業を裏付ける財源に配慮するコスト意識や経営感覚のかん養も必要である。</p> <p>人材育成基本方針の運用、人事考課制度の確立、研修の充実に取り組み、職員一人ひとりの意欲を喚起し、資質の向上を図るべきである。</p>	<p>「人材育成基本方針」に基づき計画的に実施しているが、提言に沿って、更なる人材育成と職員の意識改革に努めていく。</p>